

招集期日 平成22年10月15日(金曜日) 第4日

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階全員協議会室

開 会 10月15日(金曜日)午前 9時26分

散 会 10月15日(金曜日)午前11時10分

出席委員 委員長 宮岡治郎 副委員長 永澤美恵子
委員 安道佳子 委員 吉澤かつら
委員 金澤秀信 委員 山本秀和
委員 横田淳一 委員 小島清人
委員 野口哲次

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 総務部長 会計管理者 議会事務局長
関係職員

委員会に出席した事務局職員 都築敏夫 原 篤 秀 男
玉井栄治 鹿山明美
沼井俊明 高橋佐知子

△ 開議の宣告（午前 9時26分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

〔(議事への要望よろしいですか、質疑
に入る前に) と言う人あり〕

委員長 野口委員。

野口委員 質疑は簡潔にということ念頭に、委員の工夫をお願いしたい
ということで要望しておきます。

以上です。

委員長 これより議事に入ります。

本日の日程につきましては、昨日に引き続き総務常任委員会所
管のものうち歳出の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管
理費、目5財産管理費、目20諸費、財産に関する調書についてか
ら審査を行います。

質疑を願います。

山本委員 おはようございます。決算報告書の49、50ページです。電子入
札の関係でお伺いをしたいと思います。報告書によりますと、本
案の中で模擬入札が3回、同じ業者を対象に2件の本入札を実施
されたとあります。評価として応札者の利便性、公正・公平・透
明な入札の実施云々となっております。評価の部分について、も

う少し詳しくご説明をいただければと思います。今後の見通しも含めてご教示いただけますでしょうか。

管財課長 電子入札共同システムの関係でございますが、ここに書かれております53自治体、県を含む市町村のほうが参加して行っている事業でございます。入間市においては、平成21年度におきましては、市内の土木業者を中心のA級、B級を対象に模擬入札を行い、同業者を対象に2件の電子入札を行ったとありますが、その前に模擬入札を行う前に、入間市として当該業者に対しまして導入に対する説明会を行いまして、それから模擬入札というような形と、試行の段階で電子入札を行ったという形となっております。

それと、平成22年度におきましては、建設工事の土木業者のCランク、Dランクの関係のやはり説明会を行いまして、特にCランク、Dランクという業者の方につきましては、いまだ県の入札に参加するとかそういったものが少なく、説明会をどうしてもやって細かく説明をしなくてはいけないだろうということで説明会を行いまして、今回、同業者に対しまして模擬入札を行っているところでございます。この模擬入札を経て、Cランク、Dランクの業者につきましても、試行の段階なのですが、入札を今年度も行いたい。ただ、Aランク、Bランクの該当のランクにつきましても、今回、平成22年度におきましても電子入札を一応行っております。

これから先なのですが、建設工事のみならずとも業務委託というような形も、全面入札の関係につきましても平成24年度以降、

全面そういった形ができるような形で今後進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

〔(やってきた成果) と言う人あり〕

管財課長 電子入札の試行的な段階で行っているものなのですが、電子入札において業者の来庁とかそういったもののあれも省けて、どうもスピーディーに入札のほうは行えている状況となっております。参加業者の方からも、一応この電子入札を行うに際しましてトラブルとかそういったもののあれもありませんので、今現在、試行的なものではございますが、順調に進んでいるものと考えております。

以上です。

山本委員 おおむね了解をいたしました。だんだん対象者拡大していただいている中で、今のところC、Dランクまで、この期の後ですけれども、順調にいつているということでご答弁いただきましたが、その点だんだんパソコンだとかそういう部分でなれていらっしゃる方であったりという部分に多分範疇入ってくると思いますので、その辺説明会等をより密にやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、あと続けていいですか。

委員長 はい。

山本委員 次が、45、46ページです、報告書の。電子申請共同システムなのですけれども、電子申請のほうがこれから今回114件の申請で、

住民票の写しが9件云々かんぬんとなっておりますけれども、この部分についての申請少しふえているということでご報告いただいています。今後のPRとか手続の拡大であるとか今後の見通しの部分についてももう少しご説明いただければよろしいでしょうか。

情報システム課長 これにつきましては導入当初から、運営協議会で今、構築途上というふうなことがあります。その申請件数を多くふやしてきている状況は、入間市の場合も当初は26事業といいますか、手続であったものを39というふうな形でふやしていますけれども、市民の利便性の向上を図ることはもちろんですけれども、あと電子申請協議会、県全体で、これ今年度の関係ですけれども、ASP業者のほうの申請様式に変えまして、大分この金額も半分以下にしているというふうなことで、今後やはりこうした電子社会構築の中で利用を向上させるPRをもっとしてやっていきたいというふうに思っています。

ただ、最終的には、電子申請から交付、それから収納までを、これを簡潔させて、この電子申請システムというのが一番の利便性の向上になって使いやすいものになるわけなのですけれども、現在その途上ということで、ただ若干投資段階という部分もありますけれども、よりPRをして、現状はやはり利用されている方は、知らない方もいらっしゃるということが、これはうちのほうの、うちのほうといいますか、市のほうのPR不足ということがありますけれども、やはり都内で仕事をしながら申請をして、そ

して土日にとりに来れると。日直の人に配付をさせていますので、そういうふうなことで利用されている方には非常に好評をいただいております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

山本委員 わかりました。結構です。

金澤委員 おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

まず、では、今、山本委員に引き続いて電子申請共同システムなのですが、当初から私もお話しさせていただいているのですが、去年、平成20年度が109件で、平成21年度が114件ですか、これ1件当たりに換算しますと、単純計算だけでも1件当たり2万5,000円、平成21年度が2万4,560円と余りにも費用対効果の面からいって、今担当課長さんは過渡期だと、投資的段階だということをおっしゃった。それはわかるのです。ただ、余りにも高過ぎますよね。これについて、本来はきちんと需要が見込めるサービスでなければ提供しないという姿勢が私はやっぱり必要だと思うのです。予算がつくから、県の流れだからそれはわかりますけれども、これどこかできちんとサービスが、先ほど言った26業務から39業務に拡大した。それまたわかりますけれども、実際に114件です。住民票の発行だけだって年間10万件単位であるわけですよ。それにもかかわらず9件しかない。これはもう一度踏みとどまって、きちんと皆さんに使っていただけるサービスを提供できるまではとめるという検討も必要なのではないかと思いますが、

その点いかがですか。

情報システム課長 これ先ほどの説明の中でも若干お話ししましたけれども、県全体としてもやはりそういった部分での話もちろんしております。

それから、入間市の姿勢として、やはりこういうふうな特別委員会で再三のご指摘もありますから、早期の完全オンライン化を前提としてやはり進めてほしいというふうなことで意見を具申しております。

それから、先ほど言いましたように、今年度ASP事業者の申請様式に頼った関係で、今年度は半分以下の約4割の予算でなっているということはありますけれども、現状、昨日までの今年度の一応申請件数は89件というふうな形で大分去年の前期と比べますと倍以上の伸びを示しております。そういった関係で利用状況もふえてきているというふうなことがございます。

それから、ご指摘の完全に利用できる状況になったらというふうなお話もありますけれども、例えて言いますと、銀行のオンラインシステムなんかも、最初CDでおろせるだけというふうな状況の中からATMに変わっていった。それによって店舗のほとんどをCDコーナーだけとか、それからコンビニでも使えるようになったというふうなことの、そういうふうな民間でも段階があると思うのですけれども、やはりこうできましたというふうなところで完全系でやるのがいいのか、それから一つ一つ構築していくのがいいのかというのはまた難しいところもあると思います。

ただ、やはりそういうふうなこともご意見も聞いておりますので、入間市の姿勢としては、次のまた入れかえの段階のときにおいては、そういうところもどうするのかというふうなことを決めましようというふうな形で意見を言っております。ですから、その段階で埼玉県協議会の総意として考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

金澤委員 その方向でのご努力をよろしくお願ひしたいと思います。

それで、先ほど決算報告書46ページにあるように、さらなるサービスの向上を目指していきますというふうに書いてあります。具体的には、先ほど言った39業務からの拡張というのも考えるとと思うのですが、具体的に今後予定されている業務、拡張業務等はあるのでしょうか。

情報システム課長 現状できるといいますか、可能とされる申請の件数というのは、メニューというのは今六十数件あるわけなのですけれども、その中で毎年、各担当課にこういうメニューができていくけれども、もう準備、いわゆる担当課としてメニュー申請のあれを受けられるかというふうなことは年度当初にやりまして、そういった段階でふやしてきているというふうな状況もありますので、そういった形でメニューをふやしていくというふうに考えております。

金澤委員 具体的には。

情報システム課長 具体的なものですか。具体的なものは、ちょっとメニ

ューはあれなのですけれども、例えば届け出だけで済ませる。例えば水道の開始とか中止とかというのは、届け出だけでこちらで処理すればいいというふうなことがありますので、あとはやはり事務処理として申請を受けて、その担当課が処理しなければならない部分というのがありますので、そういった部分というのはやはり担当課の考え方の中でちょっと後回しにされているという部分がありますけれども、一つ一つを各課に依頼して、どうでしょうかというふうな形で、具体的な部分というのはその手順のメニューをちょっと今ここに持っておりませんので、一つ一つお話しはできないのですけれども、そういうご了解いただきたいと思えますけれども。

金澤委員 具体的にこの業務この業務というのでは答える資料がないとしても、例えば39から、それが50になるとか60になるとか数字的なものも今把握されていないのですか。

情報システム課長 メニューとしては67業務申請手続ぐらひはあるのですけれども、それをですから先ほど言いましたように毎年、これは手続として担当課で処理ができますかというふうなことでやっておりますので、ですから担当課のほうで、まだちょっとこういうことで手間がかかるので、今の現状の人数ではというふうなことで、いわゆるこちらへフィードバックして、それで県のほうにこういう形で、ことしは入間市はこういう手続とかを開始しますというふうな形にしておりますので、一つ一つについてはですから原課の考え方になりますので、そこはご理解いただきたいと思

ます。

金澤委員 目安として67という数字があっても、これ全部行くとは限らないのですけれども、目安としては理解いたしました。視点を変えて、この電子申請の先進自治体ありますよね。そこでは何業務ぐらいやっているかという数字は把握されていますか。

情報システム課長 さいたま市がやはり一番多いのですけれども、いわゆる職員の人数的にも多いですし、いろんな各区単位で職員もついておりますので、そこでは50、数字がはっきりした数字ちょっとわかりませんので、ここで数字を言ってしまうとそれが一人歩きしてはいけないのですけれども、50近くあったように思いますけれども。

金澤委員 やっぱり電子申請自体、私は否定しているわけではないのです。逆に電子申請をすることによって、窓口業務での負担軽減になって、ある意味人数が少ないからというようなお話あったのですが、逆に人数が少ない自治体こそ電子申請を盛んにして、人的経費の圧縮に努める効果があるという意味で私は電子申請は意味があると思いますので、もうちょっと研究に研究を重ねて、一つでも多く、一人でも多くの利用者が出るように考えていただけたらというふうに思います。

続いてよろしいですか。先ほど言った電子入札の共同システムについてなのですが、ちょっとご説明はいただいたかもしれないのですけれども、聞き漏らしたかもしれませんので、もう一度決算報告書の50ページの中段にあるように、契約管理システムリ-

ス料の昨年度に比べて増額、133万9,000円から213万6,000円のほ
うに上がっていますので、その理由についてまず最初にご教示く
ださい。

管財課長 このリース料の金額の上がった理由につきましては、平成20年
度の途中で再リースをしていたものが新しくなりまして、その新
しくなったものが平成21年度は新規になっておりますので、その
料金の分が上がったものであります。

金澤委員 その件了解いたしました。

続けて大丈夫ですか。もしあれだったら譲ります。

野口委員 電子申請共同システムで、内容というところで、評価で、申請
から発行手数料決算まで完全にオンライン化できていない。今取
りに来てお金払うということなので、完全オンライン化、それ電
子認証含めて、これめどというのはどうなのか。それと、コスト
的には広がるのか、関連してお聞きします。

情報システム課長 年度的には、やはり入間市としてのシステム、いわゆる
支払いの、受け払いというのが、それは個別になってきますの
で、最終的にはまだそのメニュー的な年度的な目標的な部分とい
うのはまだ定まっております。

もう一点何ですか。

野口委員 コスト的には、やれば広がる、大きくなるのですか。

情報システム課長 コスト的には若干最初の投資はありますけれども、1
回投資、構築してしまえば、あとは基本的には、いわゆる支払い
と、その部分というのは、他の公共料金の収納とかという部分

と含めてできてしまいますので、1回の投資で済むというふうな
ことになります。

以上です。

野口委員 どうも。

金澤委員 情報システム課にお聞きしたいのですけれども、入間市の現在の
基幹システム、統合システムあると思うのですけれども、かなり
ばらばらで、税のほうも福祉のほうもばらばらで動いています
よね。これに対して基幹統合システムというものの今後のあり方
についてどのような検討が今進んでいるでしょうか。

情報システム課長 これは業務最適化というふうなことの中で、やはりい
わゆるシステム最適化、その部分で一つ一つのシステムの内容
をとりあえず確認してから、それからこの最適化をどういうふう
にしていくかというふうなことがありますので、現状、やはり個々
でばらばらにできたというふうな状況がありますけれども、そこ
のところは今ちょうどスタートに立ったというふうな形で、情報
システムの昨年そういった推進指針をつくりましたので、それ
に基づいて展開を始めるということでございます。

金澤委員 まだちょっと抽象的過ぎてなかなか理解できないのですけれど
も、具体的に言うと、例えば平成何年ごろをめどに統合システム
の導入をご検討なのか、数字はありますでしょうか。

情報システム課長 その年度の最終年というふうなことがまだ確定はして
いませんけれども、そのシステムのそれぞれのシステムを調査す
るというふうなことで始めておりますので、一つ、若干これ入間

市は昭和41年にホストコンピューターを導入したわけなのですが、
れども、当時はまだいわゆる一般的にはなかったものですから、
入間市のオリジナルの形を形成してきてしまったというふうなこ
とがありまして、若干よくこれは言われるのですけれども、いろ
んな税法の改正とかというふうなことのシステム改修に当たって
は、余計にお金がかかってしまう、いわゆる既成の、例えばうち
の、住宅つくるときに、既成の窓をはめればいいということでは
なくて、例え話ですけれども、そこのところが三角窓にしてあっ
たりとかというふうなのが現状の入間市のシステムの組み上がり
状況になっていますので、それをまず確認してから、それからそ
の中で入間市のシステムをではどこから手をつけていくのかとい
うふうなことになると思いますので、若干目途としている年度とい
うのはちょっと言えませんが、その後の調査から始まったとい
うことでございます。

金澤委員 まずは、レガシーなプログラム、旧プログラムは言語も全然違
いますし、これを整理していただいても大変な作業で、ある意味
思い切ってそれはもう見限って、全くもう新しいシステムをパッ
ッケージで買って、それを合わせていくというふうにしていかないと、
いつまでたっても切りがないのではないかとこのように思
いますので、そういう視点も大事にしていきたいと思
います。

あと先進的なシステムとして、自治体クラウドというか、デー
タの持ち方についても今全国的にもいろいろと議論されていま
すが、それに対する検討の度合いというのはどうなっているでしょ

う。

情報システム課長 自治体クラウドに関しましては、やはり今回の埼玉県電子システムもASP（アプリケーションサービスプロバイダ）ということで外にアプリケーションを求めてやっているというふうな形、それによって安くなったということはありますけれども、自治体クラウドの今各民間企業が、その大きなサーバーセンターを設けてというふうなことで構築しています。そういうふうな状況も、今度また来月電子自治体推進フェアというふうなこともありますけれども、そういうところへ行ってまず研究をお話を聞いてやっていきたいというふうに思っております。

金澤委員 今の自治体クラウドのことについても、大幅な経費削減が可能だというメリットがある一方、データの通信においてどこまででは安全性なりあるかというデメリットもあるということで、よくよく検討していただければというふうに思います。

その流れからお聞きしたいのですが、きのうもちょっと途中で話しかけたのですが、パソコンを入間市で職員も持ちますと。この間、前年度ですか、教職員の方にも全員に配付したりしました。その際に、やっぱりソフトがマイクロソフトのオフィスシリーズのソフトの金額というのが、一台一台は少なくとも、全体ではかなりの金額になるのです。先進自治体では、オフィスシリーズを買わずに、フリーソフトを買って、変換をしてオフィスシリーズのエクセル、ワードに対応できるような形でかなりの経費削減を実現しているというような例も聞くのですが、その点について今

後のソフトの持ち方というのはどのように考えているでしょうか。

情報システム課長　ご指摘のようにフリーソフト的な部分で、いわゆる大量購入しておりますので、それでやっておりますけれども、ただ100%互換ということではまだないような状況でありますので、最終的には総合的に最適化の中で新クライアントというふうな形で、いわゆるそれぞれの個人のパソコンはキーボード操作だけというふうなことにできればというふうに考えておりますので、ちょっとお時間はかかりますけれども、そういったご指摘の状況はやはり進めていっている状況ではございます。

以上です。

金澤委員　情報に関して私一区切りしましたので、ほかの方にどうぞ。

委員長　ほかに質疑はございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　金澤議員、まだありますか。

金澤委員　では、ちょっと庁舎管理について移りたいと思うのですけれども、庁舎管理のほうで資料いただきました。資料の6番になります。その中で、光熱水費については、いろんなご努力によって減少傾向にはあるのかなと。ただ、これはあくまでもことしのように猛暑になりますと、平成22年度の電気代一体どこまでいくのだろうという心配もされるのですけれども、その中で委託料含めて今後どのような削減の具体案があるのか、お持ちであればお示しいただきたいと思います。

庶務課長 維持管理費の多くを占める、光熱水費が占めているわけですが、平成21年度の例えば電気料金につきましては480万円ほど減額となっております。ただ、この減額の内容を見ますと、使用量、使った量は若干ふえているのですが、料金単価が約2.9円下がったということが原因となっております。節電、節水等につきましては、ホームページの掲示板等を通じたり、また課長会を通じて職員のほうに徹底を図っているところでございます。それから、パソコン等につきましても、席を長時間離れる場合は消しなさいとか、窓際の場合は全部電気を消しなさいとか、そういうふうなことで徹底を図っております。委託につきましても、必要のない委託につきましてもは極力カットするような方向で検討を進めているところでございます。

金澤委員 特にやっぱり一番の電気、光熱水費の中で占める冷暖房費です。先日、本庁舎の地下に私お邪魔させていただいて、担当課のご案内いただいて行って見てきたのですけれども、かなり老朽化をして、15年ですか、経過をして、その制御自体が本当に当然旧来の制御方式で、非常にやっぱり効率が悪いということで、これをそれぞれインバーター化するなり、最新の技術を取り組むことによってかなりのやっぱりコスト削減につながるのではないかと思いますのですが、それも含めてやはり市長とは何回もバトルさせていただいていますけれども、E S C O事業の導入というのが必要なのではないかというふうに思いますが、原課としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

庶務課長 E S C O事業につきましても全庁的になりますので、環境課を含めて一緒に検討はしていきたいと考えております。

金澤委員 とはいえ、確かに環境課も立場上は所管しなければいけないのでしょうけれども、やはり一番の最大のお金を使っている庶務課さんが頑張っていたかかないことにはしようがないかなと思うのですが、その点もう一度いかがですか。

庶務課長 そっちの方向で頑張っていきたいと思います。

金澤委員 よろしく申し上げます。

そこで、個別具体的にありますが、エレベーターの今年度諸工事費、資料6番にあるように諸工事費が平成20年、21年急激に膨らんでいるの、これエレベーターのリフォーム改修事業で予算が膨らんでいると思うのですけれども、ただ確かに予算が通って、快適、安心・安全なエレベーターになって、それはそれで一つ喜ばしいことなのですが、予算どおり消化できて実現できた、それで終わってしまっただけではやっぱりもったいないと思うのです。本当にその時点では、よりいいと思った業者の選択なり改修方法であったとしても、もう一度振り返って、本当にその業者選定でよかったのか、もっとベストな案がなかったのかをしっかりと振り返って検証していくことも大事なのではないかなと思うのですが、これは私一般質問でも取り上げさせていただいた従来の設置業者のグループ会社に改修をお願いしましたよね。議会でもこれについてはリフォーム専門の、中小企業だけでもありますよと。それに見積もりをとっていただければ、2割、3割、1,600万円の改

修事業が削減できますよという提言もさせていただいたのですが、
れども、その後、実際にそうなのかどうなのかを検証というのは
されているでしょうか。

庶務課長 平成21年度の本庁舎エレベーター改修工事につきましては、基
本的には乗り合いかご、それから巻き上げワイヤー等の骨格部分
をできるだけ残して既存部分を使用して、中を改修するという工
事だったわけです。そのため、三菱製ということでその会社にお
願いしたものでございます。ほかの内装、今お話しがあったこと
につきましては、今現在ちょっと検証はしておりませんので、今
後ちょっとそれも含めて改めて点検していきたいと思いたすの
で、よろしく願いいたします。

金澤委員 改めて検証していただけるということですので、よろしくお願
いします。それというのは、いずれにしてもまだC棟残っている
わけですね。本庁舎だけでもC棟が残っていますし、それ以外
にも市民会館のエレベーターたるやすごいエレベーターで、いつ
とまるのではないかと乗っていても不安になるようなエレベータ
ー使っています。これは市の公共施設内のエレベーター全部にリ
フォームの時期がそろそろ来ていますので、今回のA棟、B棟の
エレベーターの改修の検証をしていただくことによって、それが
しっかりと生きていくように十分な検討をお願いしたいと思いた
す。最後もう一度お願いいたします。

庶務課長 改めてこのA・B棟、1号機、2号機、3号機、4号機、2年
かけてやったわけですが、その内容について改めて点検をしてい

きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

金澤委員 今回の話はリフォームの話でしたけれども、今後は維持管理の委託の問題についても、これも十分検討の余地があるなどということなのですが、これ維持管理費だけでも年間專業メーカーであいみつとった他市の例ですと3割近く、近隣市でも年間500万円の経費削減効果が出ているというふうな報告受けているのですけれども、入間市でもこの間、市長が検討を始めるというようなご答弁いただいているのですけれども、今現在の検討状況はいかがですか。

庶務課長 エレベーター保守業務委託につきましては、平成21年度まで1社随契で行っておりました。1社随契のよし悪しがございまして、その辺も含めて検討して、平成22年度から見積もり合わせに長期継続という形でさせていただきました。金額的にも……エレベーターについては、1社随契から見積もり合わせによる長期継続にいたしました。

そのほかの業務につきましても、平成21年度は庁舎で28業務ありまして、そのうち1社随契が9業務ございました。平成21年度、22年度につきましては、25業務委託があるわけですが、そのうち今現在23業務契約をしているわけですが、1社随契は3業務に減ったということで、6業務1社随契のほうは減らして、見積もり合わせ等に内容を変更しておりますので。

金澤委員 確かに随契が9業務から3業務に減りましたと。これはすばらしい、一步も二歩も前進したと思っておりますが、具体的に削減効

果の随契というのは計算されていますか。出ていないようであれば、また後ほど集計した結果をお知らせ願ひできればと思います。

庶務課長 では、それについては後で資料でお渡ししますので、よろしくお願ひします。

金澤委員 今のお話の中で、どうしても3業務は随契残ってしまうという話なのですが、これはやっぱり多少専門的な分野もあって難しいと思うのですが、具体的に3業務ですから、名前を挙げていただけますか。

庶務課長 平成22年度で1社随契をやっておりますのが、森の駐車場の整備業務委託で、これは入間市の身障福祉会に随契で委託しているというもので、身障者の雇用ということで1社随契でやっております。それから、庭園管理業務、それから高木整枝業務につきましては、短期間に一遍にやるということで造園組合のほうに委託をして、1社随契という形で委託をしております。その3点でございます。

金澤委員 もう一社、あと一つ何だった。

庶務課長 庭園管理が入間市造園組合へ、それから森の駐車場、それからもう一件が高木の剪定です。これも造園組合ということです。

金澤委員 了解いたしました。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、目5財産管理費、目20諸費、財産に関する調書についての質疑を終

結いたします。

次に、款2総務費、項2徴税费についての質疑を願います。

吉澤委員 決算書の105ページに当たりますけれども、過誤納還付金及び還付加算金で法人の予定納税分の還付金は幾らでしょうか。前年度と比較してどのくらいふえているのかお聞かせください。

収税課長 平成21年度の法人市民税の還付でございますが、件数的には505件、金額的に1億8,532万6,900円です。ちょっと平成20年度の数字のほうを今把握していないのですけれども、平成21年度はリーマンショック等の影響がございまして、前年対比では相当上がっているというような状況だと思います。

以上です。

吉澤委員 ちなみに今年度の状況はどのように変化しているか、大まかで結構なのですか。

収税課長 今年度は、昨年、一昨年と高額なものがあつたのですけれども、平成22年度につきましては平成19年度並みで落ち着いているというような状況になっています。

吉澤委員 わかりました。

委員長 よろしいですか。

吉澤委員 はい。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項2徴税费についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時18分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、検査課、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び公平委員会所管のものについて順次説明を求めます。

なお、決算の概要説明については、新しく事業などを行ったもの、または特別なものについて簡潔に説明願います。

まず、検査課長から。

検査課長 それでは、検査課所管の決算概要についてご説明させていただきます。歳入はなく、歳出1件のみでございます。歳入歳出決算事項別明細書の88、89ページの中段をごらんいただきたいと思えます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、大事業、検査事務費、決算額4万4,678円、予算現額の4万7,000円に對しまして、執行率が95.06%となっております。

続きまして、事業概要について説明させていただきたいと思えます。平成21年度の工事検査件数は、197件となっております。内訳といたしましては、市で発注した工事が190件、開発に伴う工事が4件、その他土地区画整理組合によって発注された工事が3件、合計の197件となっております。すべての工事が適正に

管理されていることを確認させていただいております。

以上で検査課所管の決算に関する説明とさせていただきます。

委員長 次に、会計課所管のものについてご説明願います。

会計課長 それでは、会計課所管のものにつきましてご説明申し上げます。

なお、会計課の歳出につきましては、大事業が事務費であります。経常経費を全額執行したものでありますので、省略させていただきます。歳入のうちから1点だけご説明申し上げたいと思います。決算事項別明細書の64、65ページをお開きいただきたいと思っております。

真ん中よりちょっと下の段になります。款21諸収入、項2市預金利子、目1預金利子の収入済額173万9,060円につきましては、歳計現金及び市営住宅の敷金につきまして定期預金等で運用を行ったことによる預金利子であります。当初予算272万5,000円に対しまして、補正8号で130万8,000円を減額いたしております。運用につきましては、定期預金による利子収入が79万4,107円、それから普通預金による利子収入が、埼玉りそな銀行のほか収納代理金融機関12行を含めまして94万4,953円となっております。

以上で会計課所管のものにつきまして、概要でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 続いて、議会事務局所管のものについてお願いします。

議会事務局参事兼次長 それでは、議会事務局所管の決算につきまして概要ご説明をいたします。

まず歳入でございますが、決算事項別明細書72ページ、73ペー

ジをお開きいただきたいと思います。

款21諸収入、項5目1節4雑入の備考欄40のコピー使用料106万5,780円のうち24万3,310円が議会事務局所管のものでございまして、各会派の議員さんが使用するコピー代金でございます。

次に、歳出でございますが、決算事項別明細書84ページ、85ページをお開きいただきたいと思います。款1項1目1議会費、大事業、議員報酬等1億7,033万2,293円は、議員22名分の報酬等で、議員定数の見直しや期末手当の減額により前年度対比1,419万7,440円の減額となりました。

次に、大事業、職員給与費、中事業、一般職給与7,492万3,521円は、前年度対比48万963円の増額になっておりますが、これは主に共済組合負担金の増額によるものでございます。

次に、大事業、議会運営費、中事業、本会議等費用弁償84万7,000円は、臨時会の開催が前年度より1回多かったことと、特別委員会が開催されたことなどによりまして、前年度対比4万円の増額となりました。

次に、中事業、委員会行政視察費170万9,580円は、3つの常任委員会と議会運営委員会で県外行政視察を実施いたしました。視察先や日程等を考慮し、前年度対比93万1,325円の減額となりました。これはいずれの県外視察も一泊二日であったことなどによるものでございます。各委員会とも視察の成果を得たものと考えております。

次に、中事業、政務調査費399万7,899円は、条例に基づき各会

派に政務調査費を交付いたしました。前年度対比では26万7,895円の減額となりました。

次に、議場等管理費201万4,740円は、主に改修した議場音響等設備の機械器具等借上料であります。

次に、大事業、事務局費、中事業、会議録調製製本費658万6,188円は、前年度対比15万3,851円の増額となっておりますが、これは主に本会議会議録調整製本委託料が増額となったものであります。

次に、議会だより作成費303万3,724円は、前年度対比46万2,428円の減額でございますが、これは印刷代金の単価が下がったことによるものでございます。

以上が議会費の概要でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

委員長 続いて、選挙管理委員会事務局所管のものについてお願いします。

選挙管理委員会事務局長 それでは、選挙管理委員会事務局所管のものについてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、決算事項別明細書40ページから41ページとなります。款15国庫支出金、項3国庫委託金、目1総務費委託金、節4選挙費委託金、158万5,500円は、備考欄に示します投票人名簿システム構築交付金として交付をされたものでございます。本年5月に施行しました国民投票法に基づきまして、入間市の選挙システムを国民投票法に基づくシステムに対応できるよ

う一部を改修させていただいたものでございます。

次に、54ページから55ページをお開きください。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節4選挙費委託金4,097万4,924円は、備考欄に示します衆議院議員選挙委託金4,095万1,704円と、在外選挙特別経費委託金2万3,220円でございます。衆議院議員選挙委託金は、昨年8月30日に執行いたしました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費が交付をされたものでございます。また、在外選挙特別経費委託金、国外に居住いたします日本国民に、国政選挙における選挙権の行使を保障する制度に基づきまして、その手続に必要な経費が交付をされたものでございます。

次に、歳出でございます。事項別明細書の108ページから109ページとなります。款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費3,699万1,025円の執行でございます。主なものについては、備考欄に示します大事業、報酬158万8,800円、こちらは選挙管理委員会委員4名の条例に基づく報酬でございます。

また、大事業、職員給与費3,314万2,958円は、事務局職員4名の給与費でございます。

また、大事業、国民投票関係事業158万5,500円は、歳入でご説明をいたしました委託金事業であり、既存の選挙システムのうち期日前投票システムについて国民投票ができるよう改修したもので、100%国庫負担事業でございます。

次に、目2選挙啓発費9万3,690円は、選挙啓発物、啓発広告

の経費でございます。

次に、目3 選挙費、こちらは歳入でご説明しました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官、国民審査の委託事業で、歳入金額と同額の4,095万1,704円の執行でございます。主なものは次ページとなりますが、111ページ、上段の備考欄に示します小事業、投票管理者等報酬235万1,500円、こちらは期日前投票所及び当日投票所の投票管理者、投票立会人及び開票事務における開票管理者、開票立会人への報酬でございます。

また、中事業、一般職給与が118万7,386円でございますが、職員及び再任用職員の時間外勤務手当でございます。また、事務費3,741万2,818円につきましては、投開票事務従事者への報償費、ポスター掲示場設営等の委託料が主なものでございます。

以上が選挙管理委員会事務局所管のものでございます。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

委員長 続いて、監査委員事務局及び公平委員会所管のものについてお願いいたします。

監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局所管の決算について概要をご説明をいたします。事項別明細書の94ページ、95ページをお願いいたします。いずれも経常的なものですが、概要だけ簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

款2 総務費、項1 総務管理費、目9 公平委員会費、決算額13万5,980円につきましては、公平委員3名の報酬及び事務費に関する支出でございます。

続きまして、112ページ、113ページをお願いいたします。款2
総務費、項6 監査委員費、同じく目1 監査委員費、決算額3,063万
441円につきましては、監査委員2名の報酬並びに事務局職員3
名の人件費が主たる支出でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 これより検査課所管のものについての質疑に入ります。

まず、歳出の款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の
質疑を願います。

金澤委員 検査課について若干お尋ねしたいのですが、余りにも体制的に
足りないのではないかなというふうに率直に思っているのですけ
れども、担当として今のマンパワーで十分な検査ができていますと
いうふうにお考えでしょうか。

検査課長 ご指摘いただきましたとおり、課長の私と担当の主査2名で検
査を行っております。最も検査件数が多い時期は500件ほどあり
まして、その場合には4名体制で行ってございました。今現在、先
ほどご説明申し上げましたように年間200件程度でございますの
で、人数的には2人で十分足りているというふうなことで認識し
ております。

金澤委員 体制について、十分ということで結構な話なのですが、問題は
その検査の仕方なのですけれども、以前聞いたときには、やはり
事前通告をして行かれていると。変な話、嫌らしい言い方ですけ
れども、やっぱり現場現場ではどうしても予算がなくて、孫請け、
ひ孫請けになってくると、当日だけはその部分、工事する場所は

丁寧に土砂の振り込みなんかもしているという話を聞かないでもないのですが、これは抜き打ち検査というわけにはいかないのですか。

検査課長 ただいまご指摘いただきましたように、検査課では完成の検査と、あと1,000万円を超える工事につきましては中間検査ということで、せいぜい2回、金額が多い場合に中間検査を2回やる場合もございますので、多くても3回程度の検査となっております。現場で今ご指摘いただいたようなことがもし起きていると想定した場合、やはり2回、3回の検査課の検査ではそれを見抜くという事はなかなか難しいと思っております、それは常時現場を管理していただいている工事発注原課の監督員さん、それから総括監督員さんということで2名体制で現場を管理していただいておりますので、そちらのほうでそういったことを見抜いていただかないかなというふうに考えております。

金澤委員 そうすると、話がもとに戻るわけであって、というのはなぜお話しするかというと、特に狭山台などの区画整理事業などの道路築造なんかでは、最低制限価格でのくじ引きが何回も続いているわけです。そうすると、当然予算が抑えられれば、孫請け、ひ孫請けにしわ寄せが行くのが無理ないことなので、これについては当然業者そのもののやっぱりきちんと法令を遵守してやらなければいけないのですけれども、市としても最低制限価格で発注する以上は、きちんと見守る必要があると考えるのです。そうになると、数千万円の工事だと、中間に1回、2回の検査だけでは足りない

のではないかというふうに考えるわけです。ですから、先ほども人数足りているのですかと話をしているのですけれども、やっぱり業者の監督官に任せると言っても、結局は監督官もその発注業者から委託されているわけですから、そんな無茶な指摘はできないのはやっぱりしょうがないと思うので、その点についてもう一回検査回数をふやすなり、抜き打ちするなり、もうちょっと検査の精度というか、有効性を高める努力というのはできないでしょうか。

検査課長 検査課のほうでは、中間検査及び完成検査、当然ご指摘いただきましたとおり、事前に通告をしての検査を行っておりまして、最低制限価格で安い金額で入札を行った場合に、手抜き等が行われているかどうかについては検査の回数を1回、2回ふやしてもなかなか見抜くということは、もし起きているとしたことになりませんが、その辺はなかなか難しいと思いますので、工事を発注している原課の監督員さん、それから統括監督員さんがそれぞれおりますので、そちらのほうと連携を密にしながら、よりよい工事をしていただくようにこれからも努めていきたいと思っております。

金澤委員 そういう話になってくると、本当にでは検査課必要なのですかという話になってきてしまうのです。現場の方にしっかりやってもらえばいいという話になってしまうと、では単に事務で受け付けているだけでいいのではないですかと、わざわざ行く必要はないのではないですかという話になって、私自身はこれから単純に工

事の質そのものではなくて、周りの交通誘導員の体制とかそういう人的なところまでしっかりとチェックする必要があると思うのですけれども、これはちょっと根が深いので、また次回に回したいと思います。結構です。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳出の款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の質疑を終結いたします。

次に、会計課所管のものについての質疑に入ります。

歳入の款21諸収入、歳出の款2 総務費、項1 総務管理費、目4 会計管理費、目20諸費について、歳入歳出一括の質疑を願います。質疑ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ歳入の款21諸収入、歳出の款2 総費、項1 総務管理費、目4 会計管理費、目20諸費についての質疑を終結いたします。

次に、議会事務局所管のものについての質疑に入ります。

歳入の款21諸収入、歳出の款1 議会費について、歳入歳出一括の質疑を願います。

金澤委員 1点だけお伺いしたいのですが、決算説明書の85ページです。

この中で、事務局費の中で会議録調製製本費658万6,188円あるのですが、会派の全員にいただいているのですけれども、例えば会派で1冊でもいいではないかとか、もうインターネットで、ホームページで議会議事録見れますので、製本が、製本自体は冊数が

減ってもそれほど印刷代、予算に影響はないかもしれないのですが、けれども、ただわずかなりともやっぱり削るものは削っていかうという姿勢が必要なのではないかと思うのですが、その点、会議録の製本数についてのご所見をお伺いしたいと思います。

議会事務局参事兼次長 会議録につきましては、各議員さんに内容を知っていただくのがベストだと思うのですが、今委員さんのほうのお話もございましたので、今後代表者会議等でまた協議していただくなりなんなりちょっと検討させていただきたいと思いません。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 はい、結構です。

山本委員 政務調査費の関係で1点だけお伺いをいたします。たしかこの年度から市政情報コーナーに写しをお出しになって、ホームページへの掲載も、この年でやったと思うのですが、それに伴って市民の方からの問い合わせ、政務調査費の状況についての問い合わせあるいは公開請求等の動きがどうなっているか、件数ベースでご教示いただければと思います。

議会事務局参事兼次長 平成21年度につきましては、特にそういう請求の件数はございませんでした。

委員長 よろしいですか。

山本委員 わかりました。結構です。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳入の款21諸収入、歳出の款1 議会費についての質疑を終結いたします。

次に、選挙管理委員会事務局所管のものについての質疑に入ります。

歳入の款15国庫支出金、款16県支出金、歳出の款2 総務費、項4 選挙費について、歳入歳出一括の質疑を願います。

金澤委員 選挙管理委員会なのですが、裁判員制度、今ちょっと新聞でもいろいろと取りざたされていますけれども、裁判員制度用のパソコンを購入されましたよね。その稼働実績、稼働状況についてお知らせください。

選挙管理委員会事務局長 その裁判員制度としての利用としては、9月初めに裁判所のほうから裁判員候補者の名簿を出してほしいという依頼が来まして、そちらのほうでそのシステムを使ったパソコンの活用ですか、これを行います。それ以外につきましては、日常的には一般の職員が事務用として使っております。

以上でございます。

金澤委員 もう一度確認したいのですが、今9月とおっしゃったのも含めて裁判員の候補者を選ぶためのソフトを支給されたので、それで裁判員のパソコンをまた特別に1台購入されたわけですよね。その稼働実績を教えてくださいと言っているのです。

選挙管理委員会事務局長 裁判員の制度としての稼働実績は年1回でございます。もちろん検察審査員のほうもそちらを使っておりますけれども、それを含めて年2回の稼働です。

金澤委員 その年1回使うのにパソコンわざわざ買われたわけですね。

あの当時、これ必要なのですかとお聞きしたところ、ソフトが重たいので時間かかる可能性があるから、性能的により通常の職員が買われるよりもずっと高いものを購入されたわけですね。実際それ年1回使うのに、1回プログラムスタートさせて何分かかりますか。

選挙管理委員会事務局長 時間的にはそれほどかからないと思います。

10分とかその程度で済むかと思っております。

金澤委員 結局何申し上げたいかと言いますと、あえてその高性能の、通常職員のパソコンでたしか10万円ぐらいですね。裁判用と買われたパソコンはたしか20万円台近いパソコン買われたわけなのですが、今現在振り返って必要だったと思われませんか。

選挙管理委員会事務局長 購入当時なのですから、その当時、このプログラムを動かすのに必要なパソコンの環境というのが、裁判所のほうから市のほうに示されているわけなのですが、そちらのほうを賄うだけのパソコンが市になかったということで、その当時購入をさせていただいたというふうなことでございます。

金澤委員 余り申し上げたくないのですが、それは性能の目安であって、実際に通常使っている、例えば情報システムさんでもどこでも使っているパソコンでも、先ほど1回かけたら何日もかかるというようなプログラムではないわけですね。1回かけたら10分で終わるものは、では通常のパソコンだったら20分で終わるわけですよ。そういう意味であえて必要性はなかったのではない

かというふうに申しあげているのですけれども、これ以上のご答弁は結構です。

では、もう一ついいですか。続けて、国政選挙などを含めて期日前投票所の意見がいろいろ市民の方からも聞かれるのですが、現在4階にある期日前投票所で、なかなか市民の方から、特に高齢者の方や足の不自由な方から、4階まで上がってぐるっと回ったりして大変だというような話もあるのですが、考え方として1階の展示コーナーありますよね、よく絵画展とかやる。ああいうコーナーを例えば近隣市などでは1階に置いてある例も多いと思うのですが、そのような考え方というのはできないのでしょうか。

選挙管理委員会事務局長 期日前投票会場につきましては、今ご指摘のとおり大会議室を使っております。大会議室のほぼ半分より若干広い程度のスペースということになりますが、それぞれの選挙によって、要は投票箱の数とかそういうことによって使う広さがそれぞれまちまちでございますので、今ご提案いただいたような1階というのは、市民の利用については非常にいいことだとは思っているのですが、そういったような実際のスペースとして使えるかどうかというスペースの広さの問題、それからそこには当然パソコン等の機械が入ってきますので、電力とかその辺の問題がございますので、その辺についてはなかなか難しいことだと思いますけれども、十分検討はしていきたいと考えております。

金澤委員 所沢市役所なんかに行きますと、入って右手のほうに結構小さなスペースでやっているのです。ですから、そういう近隣市など

のを参考によく検討していただきたいと思いますが、ちょっと視点を変えて、今入間市では1カ所、市役所だけなのですけれども、これを会場をふやすというような検討というのはいかがでしょうか。

選挙管理委員会事務局長 期日前投票会場を複数箇所設けるということにつきましては、以前議会のほうでもご質問いただいている件かと思えます。これについては、その当時、費用的な部分と人を配置するというような部分でなかなか難しいというのが1点と、また今現在では、選管としましては、現在の1カ所の期日前投票会場のほうで現在は賄えているのではないかというような考え方をしております。それは現在も変わっておりません。

以上でございます。

安道委員 こちらの報告書75ページのほうで、国民投票法に基づいて選挙システムの一部を改修というふうなことで、全額国からというふうなことで出されているようですけれども、この国民投票法の内容はまだまだ具体化されていないわけですよ。ごめんなさい。この投票システムの改修という点では、どういった内容なのか、済みません。

選挙管理委員会事務局長 国民投票法ができるシステムを、現在、入間市の場合には選挙システムは期日前から開票録を作成するまで、それがすべてシステム化されているわけですが、そちらのほうのシステムを国民投票もできるような形に改修をなささいというのが国民投票法でございますけれども、平成21年度につきましては、

その中をおおむね4分割をいたしまして、期日前投票ができるまでと。歳入のほうでは、投票人名簿システムの構築ということになります。その投票人名簿というのは、投票日当日に使うことのできる投票人名簿、いわば選挙人名簿でして、そこには当然期日前投票の結果とか不在者とか、在外の選挙結果、そういったことが全部網羅された選挙投票人名簿です。こちらのほうをつくるというそのシステムまでが平成21年度完了したということでございます。一部改修ということになります。

安道委員 そうしますと、今後この改修事業は継続して行われていくというふうなことになっていくのですか。

選挙管理委員会事務局長 平成22年度につきましては、それから1つ段階を踏みまして、当日投票ができるまでのシステムということで、これは当初予算のほうでも計上させていただいて、事業としては既に完了しております。今後残るのが開票事務、集計事務、そして先ほど歳入でもご説明しましたが、在外選挙の関係のシステムでございますけれども、こちらについては正直なところ国のほうから平成23年度に今現在幾ら交付するとか、平成23年度に交付金を交付するというような通知がないのが現状でございます。ですから、平成23年度に3段階め、平成24年度に4段階目というような計画的なことが国から示されていないというのが現状でございます。

以上でございます。

安道委員 わかりました。ありがとうございます。

先ほどの金澤委員のとも関連しますけれども、この間の衆議院選挙なども含めてですけれども、期日前投票やっぱりふえてきているというのが実態かと思えます。ここ数年どのように増加しているのか、数字でお願いしたいのですけれども。

選挙管理委員会事務局長 済みません。少々お待ちください。

まず、期日前投票の人数でございますけれども、今年の衆議院の時点におきましては1万3,640人でございます。前回となりますと、平成17年の衆議院選挙の数字としましては9,662名ということで、人数的には約4,000人ほどふえております。また、平成21年度、今年の衆議院のときの投票者数に対する率としては、大体17%程度が期日前投票の方々ということでございます。

以上でございます。

安道委員 わかりました。ありがとうございます。実態としてふえてきているというふうなことがわかりました。

それで、これは選挙管理委員のほうに要望してもなかなか難しい点であるというふうなことは認識していたのですけれども、国政選挙において、今国のほうでは行政改革ということで事業仕分け等々いろいろやっていますけれども、一番改善すべき点は、選挙の制度の内容などもそれになるのかななんて私個人的には思っているのですが、法定ビラなど証紙まで細かく今規制されています。ああいう点などは、私……

〔(入間市に言ってもしょうがない)と

言う人あり〕

安道委員 入間市に言ってもしようがないのですが、改善を図るという点では十分に要望なのですから、そういった点では市のほうからこういう選挙制度の改善という点では、国とか、あるいはこの関係庁に働きかけるというふうな機会等はあるのでしょうか。

選挙管理委員会事務局長 直接市から県、国に対して公職選挙法を改正するというふうなそういった機会があるかということになりますと、現時点ではないのが実情でございます。

以上でございます。

安道委員 済みません。結構です。

山本委員 衆議院選挙の執行の件で何点かお伺いをいたします。期日前投票について今ご答弁あったのですけれども、まず1点目として、開票にかかった時間、短縮運動をずっと継続してやっておられると思うのですけれども、この2009年の衆議院選挙における開票事務にかかった時間、短縮運動の成果も含めてご見解をお聞かせください。

選挙管理委員会事務局長 まず、8月30日執行の衆議院のときの開票の確定時刻につきましては、入間市においては23時13分ということでございます。これ小選挙区でございますけれども、その後比例が23時31分ということになっております。そして、大変恐縮なのですけれども、前回平成17年のときの開票時間が手元でございますので、ちょっと大変申しわけございません。ただ、開票というのは、それぞれ大勢の方をお願いをするわけですから、当然平成17年と平成21年の違いとしましては、ご存じかもしれません

が、開票の人数が若干減っております。これについては、やはり投票用紙の読み取り等、そういったものが入りまして、そういった意味では従事者の人数、そういったものは減っているかと思っております。

以上でございます。

山本委員 いろいろと取り組みを続けていただいているということで認識をさせていただきます。なぜお伺いしたかといいますと、これも一般的に広く言われていますけれども、開票事務の短縮運動をやるということを通じて、事務改善であったり、行政改革の全般の中にフィードバックしていくといった取り組みで各地で今短縮運動を盛んにやっているということで理解をしております。当市においてこの短縮運動相当成果出ているかと思うのですけれども、そういった事務改善等、全庁的な部分でフィードバックについてはどのように取り組んでおられるのかご所見をお願いします。

選挙管理委員会事務局長 大変お待たせしました。全庁的なフィードバックというよりも、私どもでお答えできるのは、開票事務の中でどれだけ効率的なことができたかということになろうかと思うのですけれども、まずよく言われることではございますし、ニュースでもよく言われていますけれども、開票台の高さの関係とか、あとは職員の配置の問題、どうしても流れが決まった流れでございますので、その中で行政効率化を図るとなりますと機械の導入とかそういった部分になろうかと考えております。ただ、いずれにしましても従事者の数は年々減ってはおりますし、先ほど山本委

員のほうからお話があった開票時間をいかに早く終わるかということもやはり重要なことだと考えております。ただ、当然そこに正確性が伴いませんと、そこが一番問題だとは思いますが、正確性を伴いながら、できる限り短縮ということで、そういった観念をもった開票事務を進めてまいりたいと考えております。

山本委員 確かに独立した行政委員会でいらっしゃいますので、おっしゃることも理解できなくはないのですが、ただせっかくそういう形で取り組んでやっているわけで、当然委員会は委員会としてやっていただいているということで、それはそれでご努力大いに多としますが、例えばそういう手法というメソッドですよね。実際にこのことに取り組んだこういう結果が出たとかいう部分について……

〔(評価聞いたんだから) (発言を遮らないように) (だから議事進行だよ。評価を聞いたんだから) と言う人あり〕

委員長 ご静粛に願います。

山本委員 申し上げたかったのはそういうことなので、そういう部分についてメソッドの共有みたいな部分について今後取り組んでいただきたいと思っておりますので、その点をお願いしておきたいと思っております。

話を変えます。在外投票の関係なのですが、現実には本市の選挙人名簿の中で在外投票の方がどのぐらいいらっしゃって、どのぐらいの事務量があるのかということについてご教示いただ

きたいと思います。

選挙管理委員会事務局長 昨年の衆議院議員選挙の結果として申し上げたいと思います。衆議院議員選挙のときの在外投票人名簿に記載がされていた人数というのは132名でございます。そのうち投票していただいた方は32名ということでございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

山本委員 わかりました。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ歳入の款15国庫支出金、款16県支出金、歳出の款2総務費、項4選挙費についての質疑を終結いたします。

次に、監査委員事務局及び公平委員会所管のものについての質疑に入ります。

歳出の款2総務費、項1総務管理費、目9公平委員会費、項6監査委員費についての質疑を願います。

山本委員 公平委員会の関係でお伺いをいたします。

まず1点目として、決算書拝見していますと、すべて経常経費だったというふうに理解をしますが、公平委員会として職員さんからの労働関係のそういう申し出の部分が担当になるかと思うのですが、実際に件数としてはあったのかどうかお聞かせください。

監査委員事務局長（公平委員会事務職員併任） 職員からの措置要求並び

に不利益処分の不服申し立てというのが公平委員さんの職務にあるわけですけれども、平成21年度、以前からですけれども、事例はありません。

以上です。

山本委員 自治法上必置になっているということで置かれているということにならざるを得ないのかなというふうに思うのですが、幸いにして当市も今やっている国勢調査の結果を受ければ、恐らく15万人を超えてくると思うのです。今後の見通しについてお伺いをするのですが、自治法上の規定で人口15万人を超えれば人事委員会というのを選択必置に変わりますよね。政令指定都市除いて設置例はないというふうには聞いていますけれども、職員の採用試験とか昇任試験の事務については人事委員会になればそちらに移行することになりますよね。公平委員会のままでそういう事務を受託しておられる自治体もそれとは別におありだというふうにも伺っております。人口段階としての1つの節目をこれから迎えるに当たって、今はっきり申し上げて事務がないという状況にあるわけですけれども、今後そういった部分について、今の職員課さんとの事務の平準化等々の部分、また行政委員会で担っていただくことによる住民の皆さんに対する透明性とかより高いところで、透明性、公平性みたいな部分を担当していく上で、行政委員会の担うべき役割という部分も出てくるかと思えます。その辺の今後の組織のあり方についてのご見解についてまとめていければお聞かせください。

監査委員事務局長（公平委員会事務職員併任） 公平委員の役割というのは、どちらかという内部の職員に対するいかに救済するかというような立場であるわけです。おっしゃられましたように、国勢調査の結果に基づいてという情報はあるわけですが、現実問題として人事委員会と同じような職責を担うとなりますと、これは相当の組織体制を整えなければ、事例の多寡という問題もあろうかと思えますけれども、現実問題としてそれだけの人事委員会に相当するようなものを設置して体制を整えておいて、実例に備えるというようなことまで発展すべきかどうかということについては、行政委員会として単独でそれを意思表示をしていいのかどうかというのは、それは市長の部局のほうで判断をすべき提案をするなりという形になろうかと思えますけれども、実態を見ましても、公平委員の条例で人事委員会というような実例は、余り実例としてはもちろん少ないと、むしろ少ないわけで、我々事務職員としての現状を踏まえますと、それを人口要件が満たされた結果ですぐに検討するというようなことはちょっと難しいのかなというふうな感想を持っております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

山本委員 結構です。

金澤委員 ここで聞くのかどうかわからないので、ちょっとほかに聞くところがないので、わからないので基本的なことをお聞きしたいのですが、監査委員の監査の審査意見書をごらんになっていただい

て、その19ページと27ページの関係についてお伺いしたいのですが、27ページの款13予備費のところなのですけれども、予備費の充用件数は17件で、充用額が2,445万7,000円ですということで、款別、項別にそれぞれ件数と充用額が書かれているのです。大変恐縮なのですけれども、予備費で出ている充用額というのが19ページでいう支出済額の比較表では予備費がゼロになっているのですけれども、この関係性についてちょっと、なぜ出てこないのか、その基本的なことで恐縮ですけれども、ご教示ください。

監査委員事務局長 予備費につきましては、結局その上に議会費から諸支出金までの支出額のほうに含まれておりますので、予備費としての表示というのは表示されないようなシステムになっております。

以上です。

金澤委員 ちょっとまだわからないのですけれども、申しわけないです。ここでせつかく予備費がつまり支出したわけですよ、充用という形。振り分けたわけですよ、予備費から。それがなぜ実際使いましたよ、予備費の欄に使ったかどうかが出てこないというのは、それなぜ。では、予備費が一体何だったら出てくるのですか、この19ページの表の予備費に。

監査委員事務局長 現状の表ですと、今ちょっと説明が不備だったかもしれませんが、充用先の科目のほうに反映されておまして、予備費としての明示はこの表では把握できない、委員さんのおっしゃられるようなご指摘はそのとおりかと思っておりますけれども、現

状のこの表示の仕方としましては、議会費以下諸支出金の中に充
用した金額が含まれて決算額となっているというふうなことでご
理解をいただきたいと思います。

金澤委員 最後にしますけれども、結局予備費として、つまり予備費から
繰り出して各課で使いましたよと。だからそれぞれの総務費、民
生費、例えば今回のインフルエンザなどのようなアルコールなど
で使いましたよと。そこに振り分けるというのは大体わかるので
すけれども、ではここで予備費として出てくるというのは、どう
いうお金だったらここに予備費としてのってくるのかをそこをお
教えいただきたいのです。

〔(これは入れない……) と言う人あり〕

金澤委員 では、項目自体が要らないということですか。

監査委員事務局長 予算としましては、他の科目に不足する緊急事態が発
生した場合の措置として予算化しておいて、支出に備えるという
形ではありますけれども、決算というのはどこにお金が使われた
かということですので、その結果については、今申しましたよう
に議会費以下のところで反映させてしまうというのが今のシステ
ムということでご理解をいただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 はい。

山本委員 では、1点だけ。これも議会の内部で話をしないといけないこ
となのかもしれないのですが、議選監査委員さんの報酬について、
市民の方から何らかのクレームなりお声は挙がっていますか。報

酬の二重取り等で指摘がされている部分ではあるのですがけれども、その点もし把握していることがあればお聞かせください。

監査委員事務局長 これまでのところ、市民の方からの議選委員さんに対する報酬についての苦情ないしは問い合わせ等というのはありません。

委員長 よろしいですか。

山本委員 わかりました。結構です。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ、歳出の款2 総務費、項1 総務管理費、目9 公平委員会費、項6 監査委員費について質疑を終結いたします。

以上で総務常任委員会所管のものについての質疑を終結いたします。

△ 次会日程の報告

委員長 以上で本日の審査日程は終了いたしましたので、次会の日程について報告いたします。

次会は、10月18日午前9時30分から、一般会計のうち都市経済常任委員会所管のものについて審査を行います。

△ 散会の宣告（午前11時10分）

委員長 これで本日の委員会を閉じて散会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

決算特別委員会委員長 宮 岡 治 郎